

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-01		戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	民生委員推薦会費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代
			担当者名	宮武		内線	2637
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	民生委員推薦会費					
事務事業の種類	○新規事業（○7年度 ○6年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 21	(1946)	年度	根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱		
終期設定	○有 ●無	()	年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	民生委員法及び東京都民生委員・児童委員選任要綱に定められた選任要件を満たし、地域住民の良き相談相手として、また、必要に応じて行政・関係機関との橋渡しなど、熱意を持って活動できる民生委員候補者を選出する。						
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：令和4年10月1日～令和7年9月30日]						
内容	民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選及び欠員が生じた場合、適宜推薦会を開催し候補者を決定するとともに、東京都知事あてに推薦する。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。 ○ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者※ 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]） ○ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月] ※審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの ①常勤の被雇用者 ②現住所在住3年未満の者 ③担当区域（隣接区域を含む）外居住者 ④元民生委員 ⑤民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） ⑥活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者）						
経過	昭和21年10月 「民生委員令」制定。民生委員の公平かつ民主的な人選を図るため、民生委員推薦会の設置が規定された。 昭和23年 7月 「民生委員法」公布 昭和28年 8月 「民生委員法」改正 民生委員推薦会の組織改正 平成25年 6月 「民生委員法」改正 推薦会委員の要件等改正 令和元年12月 「東京都民生委員・児童委員選任要綱」改正。民生委員再任者の定年が73歳未満から75歳未満へ引き上げ						
必要性	法令に基づき必置である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤職員 ○会計年度任用職員)						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	
	① 委員現員数（人）	199	201	194	186	215	民生児童委員数（R7は改選後予定数、R7.12定数1減予定）
	② 充足率（％）	92.1	93.1	89.8	86.5	100	委員現員数÷委員定数
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
継続		継続		民生委員法で定められた民生委員・児童委員を確保するうえで必要である。			

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		671	359	362	714	373	372	742
決算額（7年度は見込み）		302	0	0	239	145	56	742
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	開催回数（回）	5	0	0	4	2	1	6
	委員報酬（単価：円）	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	一般委員数（年度末）	192	192	189	184	186	179	171
	主任児童委員数（年度末）	15	15	15	15	15	15	15

予算・決算の内訳

令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	131	報酬	委員報酬	48	報酬	委員報酬	497
需用費	当日賄い	4	需用費	当日賄い	2	報酬	事務補助職員報酬	191
役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	1	旅費	事務補助職員旅費	9
使用料等	会場使用料	9	使用料等	会場使用料	5	需用費	当日賄い	12
						役務費	郵便料	8
						使用料等	会場使用料	25

(単位：千円)

		(単位: 千円)								
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,303	2,455	▲ 2,848	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	14	8	▲ 6		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	145	52	▲ 93
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	145	52	▲ 93
		賞与・退職給与引当金繰入額	390	375	▲ 15		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,562	▲ 2,786	2,776
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	5,707	2,838	▲ 2,869		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,562	▲ 2,786	2,776
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,562	▲ 2,786	2,776		

備

推薦会の開催回数が減少したため、行政費用、行政収入ともに減少している。

問題点・課題

○福祉課題が多様化している現在、地域の身近な相談相手として行政や専門機関への「橋渡し役」を担う民生委員・児童委員の役割は大きくなっている一方で、民生委員が取り扱う職務の多様化・複雑化に伴いその負担は増している。また社会全体で高齢化が進む中で、適任者の確保が難しくなり、充足率の低下が課題となっている。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	来年度の一斉改選に向けて、各地区協議会の意見を聞きながら、地域の実情に応じた委員構成の見直しを検討する。	来年度の一斉改選での充足率向上を目指して、地区会長等と協議し、世帯数が減少している地域において区域統合を決定した。	退任予定者及び地区会長等と連携を密にし、広報ツールや必要な情報を提供することにより、後任者選定を支援する。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-02		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	民生委員活動費		部課名	福祉部福祉推進課			
			担当者名	佐々木			
			課長名	矢代			
			内線	2637			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	民生委員活動費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 21（ 1946 ）	年度	根拠	荒川区民生委員・児童委員及び協力員に対する活動費及び事務費の支給要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	民生委員・児童委員の活動に要する活動費・事務費の支給及び協議会に対する補助金を交付するとともに、協議会の運営を支援することによって、組織体制の強化を図るとともに、より良い活動が展開されるよう環境を整える。						
対象者等	○民生委員・児童委員：定数216名（地区会長7名（うち1名を全体の会長とする。地区会長は民生委員・児童委員を兼ねる）、一般委員194名、主任児童委員15名） ※令和7年12月より定数1減 ○民生・児童委員協力員：定数21名（地区民生委員・児童委員協議会につき3名まで）						
内容	1 活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担 (1) 民生委員・児童委員に対し、交通費等の活動費12,700円/月（都10,000円+区上乗せ分2,700円）を支給。 (2) 民生・児童委員協力員に対し、交通費等の活動費4,300円/月を4ヶ月毎に支給。 (3) 民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費2,500円/年を年度当初に支給。 (4) 協議会運営等に要する費用に対して補助（4,477,600円）を行う。 2 協議会の主要事業 (1) 民生委員・児童委員協議会を7地区（南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里）で月1回開催。民生委員活動について、委員相互での意見交換・情報共有を行う。 (2) 7つの専門部会（児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報）による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。						
経過	令和7年度 都負担基準額の増加より、活動費を代表会長17,500円から19,500円に、地区会長を12,200円から13,400円に、一般委員を11,500円から12,700円に増額 また一斉改選を以て、区の上乗せ単価増額のため、活動費を代表会長19,500円から20,300円に、地区会長を13,400円から14,000円に、一般委員を12,700円から13,300円に増額、事務費を2,500円/年から1,000円/月に増額予定 ○民生委員・児童委員数（令和7年6月1日現在）195名 <内訳> 南千住東地区25名、南千住西地区28名、荒川地区29名、町屋地区28名 東尾久地区23名、西尾久地区24名、日暮里地区38名 ○民生・児童委員協力員数（令和7年6月1日現在）8名 <内訳> 南千住西地区1名、荒川地区1名、東尾久地区1名、西尾久地区3名、日暮里地区2名						
必要性	区民と行政の橋渡しの役割を担う民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員の諸活動を支えるうえで必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 充足率(%)	92.1	93.1	90.2	86.5	100	委員現員数÷委員定数 (R7は改選後の委嘱予定数)
	② 民児協出席率(%)	91	86.8	80	85	100	全委員の平均
③ 相談支援件数(件)	919	1,086	940	1,300	1,330		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進	推進	急速に少子高齢化が進展するなど、地域福祉を取り巻く環境が変化し続ける中で、地域福祉の担い手として、多様化する課題解決の一翼を担う民生委員・児童委員への支援は必要である。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			35,263	37,254	36,919	37,748	37,038	35,872	39,834
決算額（7年度は見込み）			33,737	33,517	33,016	34,519	33,723	33,270	39,834
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	民生委員・児童委員数（年度末）		207	207	204	199	201	195	186
	協力員数（年度末）		4	6	6	7	8	8	9
	民生委員協議会開催日数		46	38	31	53	59	76	64
	相談・支援件数（延べ）		1,044	827	900	919	1,171	1,284	1,300
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	活動費	28,472	報償費	活動費	28,173	報償費	活動費	32,318	
旅費	管外研修職員参加旅費	11	旅費	管外研修職員参加旅費	8	旅費	管外研修職員参加旅費	21	
需用費	協議会随い、消耗品等	362	需用費	協議会随い、消耗品等	320	需用費	協議会随い、消耗品等	1,426	
役務費	郵送料、筆耕受託料、通信料、保険料等	284	役務費	郵送料、筆耕受託料、通信料、保険料等	317	役務費	郵送料、筆耕受託料、通信料、保険料等	520	
使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協会場使用料	289	使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協会場使用料	223	委託料	モバイルＰＣ処分	338	
負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	4,305	負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	4,229	使用料等	地区会長会、地区民協、合同民協会場使用料	536	
						負担金補助等	事業補助金、管外研修補助金	4,675	

		(単位: 千円)								
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	15,085	16,849	1,764	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	944	865	▲ 79		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	24,518	24,182	▲ 336
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	32,780	32,405	▲ 375		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	24,518	24,182	▲ 336
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,139	2,627	1,488		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,430	▲ 28,564	▲ 3,134
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	49,948	52,746	2,798		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,430	▲ 28,564	▲ 3,134
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,430	▲ 28,564	▲ 3,134

補助費等32,405千円の主な内訳は、民生・児童委員及び協力員に対する活動費28,173千円、民生・児童委員協議会に対する補助金4,229千円である。

問題点・課題	○社会構造が変化し、人々の生活課題も多様化するなかで、区民と行政との橋渡し役を担う民生委員・児童委員の活動の重要度は増している。その半面、各委員の負担も増加しており、サポートが必要である。 ○民生委員・児童委員の役割や活動内容についてあまり知られていないことで、新たな委員のなり手不足等の問題が生じている。区民の理解を深め、関心を持てるような周知活動が必要である。 ○欠員地区が増えている中、民生委員・児童委員の負担を軽減するため、委員の意向を踏まえ、活動方法を検討する。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	欠員地区が増えている中、民生委員・児童委員の負担を軽減するため、依頼業務、会議回数の見直しを検討する。	民生委員の負担を軽減するため、会議場所、回数を見直し、また区から委員への個別依頼のかけ方を周知し委員の不安軽減へ繋げた。	3年に一度の一斉改選の年のため、円滑な引継ぎや新任委員が活動しやすい環境づくりに取り組む。
②	区民等に対して、活動内容や委員制度を効果的に周知するために新たなパンフレットを作成する。	民生委員候補者等に対して、活動内容や委員制度を効果的に伝えるために新たなパンフレットを作成した。	民生委員・児童委員の活動内容や委員制度をより周知するため、ポスター等を作成・配付し認知度向上に努める。
③	部会のさらなる活動促進を図るため、委員の声に耳を傾け、実りある会議を実施できるようサポートを行う。	部会のさらなる活動促進を図るため、講演や施設見学開催の際、質問や要望を吸い上げる機会を多く設け、実りのある会を実施した。	区大会の開催に向けて、民生委員・児童委員との連携を図り、円滑に運営できるよう大会のサポートに努める。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） ・活動費を上乗せしている区：19区（千代田・中央・港・新宿・文京・台東・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・豊島・板橋・北・練馬・足立・葛飾・江戸川） ・活動費を上乗せしていない区：3区（墨田区、品川区、杉並区）		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-04		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	行旅死亡人等取扱費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代	
			担当者名	大森		内線	2614	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-05-01	行旅死亡人等取扱費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 22（ 1947 ）	年度	根拠	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ） 年度	法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	行旅中に死亡した身元不明者及び引取者のいない死亡人を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行うことで、公衆衛生及び社会秩序を保持する。また、日本国内を旅行中の外国人が緊急に入院し、医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療費給付等により救護を行うことを目的とする。							
対象者等	1 行 旅 病 人 …旅行中に病気などで、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ） 2 行旅死亡人等…葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人							
内容	1 行旅病人の取扱い…行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。 救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。 【行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし】 2 行旅死亡人等の取扱い…身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用を請求する。 【行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、顔かたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし】 【墓埋法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない】							
経過	平成2年度 緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。 平成4年度 東京都から「行旅病人の救護の再開について」の通知を受理。 その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。							
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	行旅病人及び死亡人取扱法等に基づき、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		5,042	6,956	8,554	7,237	8,658	6,557	6,579
決算額（7年度は見込み）		3,416	6,091	5,840	4,014	5,252	6,094	6,579
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	【取扱件数】							
	官報掲載	0	3	2	3	2	0	3
	行旅死亡人等	23	41	37	27	31	33	37
	行旅病人	0	0	0	0	0	0	1

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	官報掲載料等	34	役務費	官報掲載料等	26	役務費	官報掲載料等	68
委託料	埋火葬委託料	5,214	委託料	埋火葬委託料	6,062	委託料	埋火葬委託料	6,224
扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病院取扱費	283
公課費	収入印紙代	4	公課費	収入印紙代	6	公課費	収入印紙代	4

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,310	4,012	▲ 298	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	5,248	6,087	839		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	1,647	1,647		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	4	6	2		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	3,864	4,477	613		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,864	6,124	2,260		
		賞与・退職給与引当金繰入額	325	625	300		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,023	▲ 4,606	1,417		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	9,887	10,730	843		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,023	▲ 4,606	1,417		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,023	▲ 4,606	1,417				

備考	物件費は埋火葬に関する委託料であり、行旅死亡人等の発生件数によって決算額は増減する。その他収入は死亡人が加入していた健康保険の葬祭費及び埋火葬に要した費用の親族等による弁償費用である。
----	---

問題点・課題	○一人暮らしの高齢者が自宅や病院で死亡し身元は判明しているものの、親族による引き取り拒否等により、区で埋火葬を執り行うケースが増加傾向にある。 ○死亡人と親族との関係が複雑化したケースが多くなっており、戸籍の調査等に時間を要している。 ○財産（預金、不動産等）を多く残したまま亡くなるケースが頻発しており、これらの精算業務にも時間と労力を費やすこととなっている。
--------	--

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	引き続き関係機関との連携を密にし、法規に則った迅速な対応を行う。			医療機関等の関係機関と連携を取りながら、迅速かつ丁寧な対応を行った。			引き続き関係機関との連携を密にし、法規に則った迅速な対応を行う。		
②									
③									
他区の実 施状況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会 (要旨)									

No1

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	入居率（％）	100	100	100	100	100	5住宅（都営南四住宅を除く）の年間入居率
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の契約内容も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。					

(単位：千円)

備考	○令和6年4月1日付、町屋七丁目住宅の併設施設であった町屋在宅高齢者通所サービスセンターの廃止に伴い、当該施設の財産（土地・建物・工作物）を町屋七丁目住宅の財産として移管した。 物件費及び減価償却費の主な増は、上記に伴うものである。
問題点・課題	○建設から20年以上が経過しており、経年劣化や住宅設備の更新等による、改修に係る費用が増加傾向にある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、入居者一人ひとりに寄り添い配慮の行き届いた対応を行う。	迅速に修繕等を実施するとともに、包括支援センター等の関係機関と連携を密にし入居者が安心して住み続けられるよう努めた。	引き続き、入居者一人ひとりに寄り添い配慮の行き届いた対応を行う。
②			
③			

他 区 状	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	うち指定管理者制度または業務委託を実施しているのは22区(台東区のみ直営)

議決の状況	令和4年度2月会議 高齢者向け区営住宅の拡充について
-------	----------------------------

議
會
質
問
狀
況
要
旨

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	遺族会補助		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代
			担当者名	一色		内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-02	遺族会補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 44	（ 1969 ）	年度	根拠法令等	荒川区遺族会補助金交付要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の厚生及び精神的慰謝を図ることを目的とする。						
対象者等	荒川区遺族会会員63名（R7.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族等						
内容	1 補助対象事業 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 (3) 戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関すること。 (4) 全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関すること。 (5) 戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 (6) 遺族会の運営に必要な事務に関すること。 2 令和7年度主要事業 (1) 荒川区戦没者追悼式 中止 (2) 都内巡拝 11月（靖国神社等予定） (3) 追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）						
経過	昭和44年度 午前は仏教会主催の行事、午後は区主催の慰安激励大会（映画上映）を実施 平成 8年度 戦後50年を機として、遺族会主催で戦没者追悼式を開催し、区が補助金300,000円を出す 平成10年度 補助金額270,000円に減額 平成12年度 補助金額256,500円に減額 平成15年度 補助金額247,000円に減額（以降、補助額変更なし） 平成17年度 仏教方式から献花方式に変更し、現在に至る 令和 2年度 新型コロナウイルス感染防止のため、追悼式及び都内巡拝を中止 令和3～5年度 追悼式中止、都内巡拝のみ実施 令和6年度 第1回役員会にて、今後区遺族会として追悼式は行わず、都内巡拝のみ行うことを決定 令和7年度 都内巡拝を実施予定						
必要性	戦没者遺族の精神的慰謝を図るため必要な事業である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 追悼式参加率（%）	0	0	0	0	—	(参加者数÷区会員数) ※2～7年度中止
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	休止・完了	遺族会の運営存続に必要な人数が集まらず、今後の運営が困難であるため、令和7年度末で休止とする。今後は、東京都遺族会につなぎ、希望者が国や都の追悼式に出席可能な体制を整える。					

(単位：千円)

問題点・課題

○会員の高齢化により年々退会者が増加しており、会員の世代交代、新規加入者で増加する見込みが少ない。また、遺族会の役員も令和6年度は3名となり、平均年齢約88歳である。遺族会について、在り方を検討する必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	6年度の追悼式や都内巡拝など、今後の実施方法や遺族会の運営について継続して検討を行う。	追悼式については、遺族会として実施せず、都内巡拝のみとした。今後の遺族会の在り方について、継続して検討している。	役員が3名となり、今後運営継続が困難になってきていることから、会員の意向を確認し今後の在り方について検討する。
②			
③			
他区の実況	(実施 9 区	未実施 13 区	不明 0 区)
中央区、台東区、江東区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区			
議会の要旨			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-07		戦略プラン	☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課			
			担当者名	一色			
			課長名	矢代			
			内線	2616			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-14-01	受験生チャレンジ支援貸付事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 23（ 2011 ）年度	根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	支援実施要綱				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用及び、高等学校、大学等の受験料を準備できない一定所得以下の世帯に対して、これらに必要な資金の貸付に対する申込手続や償還等の相談及び手続支援を実施することにより、一定所得以下の世帯の子どもを支援することを目的とする。						
対象者等	中学3年生、高校3年生等（高校・大学等中途退学者、浪人生等を含む）の子どもがいる一定所得以下の世帯						
内容	学習塾等の受講費用や、高等学校及び大学等の受験料として必要な資金を無利子で貸付けるための申込手続、償還等の相談及び支援を実施する。（荒川区社会福祉協議会に業務委託） 1 学習塾等受講料貸付金：学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用を貸付。 対象：中学3年生、高校3年生等 貸付限度額：300,000円 2 受験料貸付金：高等学校及び大学等の受験料を貸付。 (1) 対象：中学3年生等 貸付限度額：27,400円 (2) 対象：高校3年生等 貸付限度額：120,000円 ◆審査・決定機関：東京都社会福祉協議会						
経過	平成20年7月 東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結 平成20年8月 荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結 平成20年8月19日 生活安定応援事業開始 平成23年3月末 生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため） 平成23年4月 「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始 令和4年4月 申請時の所得・収入要件等に関し国の基準が緩和され、貸付対象世帯を大幅に拡大 令和7年4月 学習塾等受講料貸付金上限が20万から30万円に増額、大学等受験料貸付金上限が、8万から12万円に増額、フリースクールやサポート校に係る費用等不登校者向けの支援が拡充						
必要性	都の低所得者世帯向けに実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
標	① 相談件数（件）	556	872	756	900	900	
	② 貸付決定件数（件）	204	218	214	250	300	
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進	推進	一定所得以下の世帯の子どもを支援するため、引き続き推進していく。					

(単位：千円)

備考	主な物件費は荒川区社会福祉協議会への業務委託料9,520千円である。行政収入は都からの補助金9,500千円である。
----	---

問題点	○令和7年度に貸付限度額が増額になり、不登校者向けのフリースクールや通信制高等学校と連携したサポート校に係る費用等が対象になるなど貸付対象が更に拡大することから、潜在的な対象者やその保護者に情報が届くようこれまで以上に丁寧な周知を図る必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区HP及び社会福祉協議会HPへの掲載を継続して行い、SNSを活用し周知する。塾や子ども食堂等でのさらなる周知も図る。	区HP及び社会福祉協議会HPへの掲載を継続し、SNS活用し周知する。塾や子ども食堂、申請の多いひとり親世帯に周知。	区・社会福祉協議会HP・SNSを活用した周知を継続する。不登校者向けのサロン等での丁寧な制度周知を図る。
②	中学校長会や都立高校への制度説明等、区内中学校・高等学校等との連携を継続し、保護者に直接、制度の周知を図る。	中学校長会や都立高校への制度説明等、区内中学校・高等学校等との連携を継続し、制度の周知を図った。	中学校長会や都立高校への制度説明等、区内中学校・高等学校等との連携を継続し、保護者に制度周知を図る。
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 社会福祉協議会へ委託実施 14区、直営 8区		
議会質問状況（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	災害援護資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代
			担当者名	一色		内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）							
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 23	（ 2011 ）	年度	根拠	災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	支給条例、特別災害援護資金貸付要綱		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	地震・津波などの自然災害で負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行う。						
対象者等	災害を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1) 世帯主が概ね1か月以上の療養を有した世帯 (2) 自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3) 現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯						
内容	1 貸付の種類と限度額 国制度…法律に基づく区条例により、住居・家財の損害状況に応じ150万円から350万円までを貸付 都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付 2 所得制限 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている） 3 利率 国制度…年1.5%、都制度…年0.5%（保証人を立てた場合は国・都制度ともに無利子） 4 償還期間 10年以内(据置期間3年) ※東日本大震災に起因する被害に対する貸付の償還期間は13年以内（据置期間6年） 5 申請期限 東日本大震災に起因する被害に対する支援申請は令和4年3月31日まで 6 災害弔慰金等支給審査会 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、必要に応じて審査会を設置する。						
経過	平成23年3月11日 東日本大震災発災を受け、都内被災者に「災害救助法」適用。 平成23年5月2日「東日本大震災に対処するための 特別の財政援助及び助成に関する法律」等を交付及び施行。災害援護資金も特例措置対象となる。 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱を制定し、国の災害援護資金貸付では必要資金が不足する世帯に対し、荒川区生活再建支援事業（※）を実施。 ※荒川区生活再建支援事業（H23年度のみの単年度事業） 災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。東京都による2分の1の補助有。 →実績：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円）						
必要性	地震・津波などの自然災害で負傷または住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行う。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	法令事務事業であるため、法令等に基づき、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。貸付対象となる災害の発生が無く、貸付実績は無かったため、物件費等は発生していない。
----	---

考	
問題点	災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建にあたり、重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところではあるが、貸付であるため被災者に返済の負担があることから、他の支援制度の周知を図る等、被災者への総合的な情報提供を行う必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合は、申請や問い合わせに迅速に対応していく。	申請及び問い合わせは0件であった。	災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合は、申請や問い合わせに迅速に対応する。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	社会福祉協議会補助		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代	
			担当者名	海平		内線	2611	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-01	社会福祉協議会補助						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 39	(1964)	年度	根拠	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等	要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	区が、荒川区社会福祉協議会が実施する社会福祉活動に要する経費の一部について、補助金を支出することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民福祉に寄与することを目的とする。							
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会（所在地：荒川区南千住1-13-20） 設置根拠：社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 職 員 数：167名（常勤職員99名、非常勤職員68名）※令和7年4月1日現在							
内容	荒川区社会福祉協議会の職員人件費及び事業費等に要する経費に対し、補助金を四半期毎に支出する。 [補助事業] 1 社会福祉協議会職員人件費 2 ボランティア活動推進事業費…ボランティア講座、福祉まつり、開催機関誌「あらんてあ」発行等 3 重度心身障害者(児)レクリエーション事業費…会食の実施等 4 福祉サービス総合支援事業費…福祉サービスの利用援助等の人件費及び事業費等 5 在宅福祉サービス事業費…職員訪問、生活相談、広報誌「にこにこ」の配布等 6 福祉のしごとフェア事業費…福祉の仕事に関する就職面接・相談会の開催 7 ふれあい粋・活（いきいき）サロン事業費…区民の健康づくりや介護予防活動を支援するサロンの開催							
経過	昭和28年 社会福祉事業法に基づく任意団体として発足 昭和39年 社会福祉事業法に基づく社会福祉法人として厚生大臣の認可を受け再発足、補助開始 平成 5年 在宅福祉サービス事業開始 平成10年 子育てサポート事業開始 平成11年 東京都社会福祉協議会からの委託により地域福祉権利擁護事業を実施 平成12年 荒川区福祉公社の解散に伴い事業を社会福祉協議会が継承 平成15年 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施 平成24年 福祉のしごと面接・相談会の開始 令和4年 成年後見あんしん生活創造事業をあんしんサポートあらかわへ一部委託 令和7年 単身高齢者等総合相談支援事業をあんしんサポートあらかわへ委託 災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、補助金を交付して実施							
必要性	荒川区全体の地域福祉の充実に向け、民間福祉団体の中心的存在である荒川区社会福祉協議会の担う役割が大きなものとなっており、荒川区社会福祉協議会に対し、運営経費の一部を補助することは必要である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	1,681	1,601	1,622	1,635	1,900	会費が年額千円の正会員および2千円以上の特別会員数の合計
	②	ボランティア登録者数	3,052	3,893	3,616	3,520	4,380	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
③	社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	6,041	5,887	5,877	5,935	7,200	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		社会福祉協議会は地域福祉向上の一翼を担っておりその役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう、変化に対応した事務事業の見直しや適切な組織運営について問題提起や助言を行っていく。				

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			144,366	197,090	204,145	204,434	208,923	228,372	252,639
決算額（7年度は見込み）			142,495	190,743	194,764	197,795	206,375	225,305	252,639
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	個人会員数（人）		2,593	1,675	1,841	1,681	1,601	1,622	1,635
	団体会員数（団体）		128	113	116	110	114	108	111
	ボランティア登録者数		7,103	3,964	2,653	3,052	3,893	3,616	3,520
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	成年後見あんしん生活創造事業業務委託	18,704	委託料	成年後見あんしん生活創造事業業務委託	18,270	委託料	成年後見あんしん生活創造事業業務委託 等	25,641	
負担金補助等	社協職員人件費	95,876	負担金補助等	社協職員人件費	96,547	負担金補助等	社協職員人件費	99,691	
	ボランティア活動推進事業・人件費	20,227		ボランティア活動推進事業・人件費	25,145		ボランティア活動推進事業・人件費	37,491	
	地域コーディネーター人件費	20,104		地域コーディネーター人件費	22,527		地域コーディネーター人件費	23,680	
	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,214		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,218		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,218	
	福祉サービス総合支援事業	7,413		福祉サービス総合支援事業	12,891		福祉サービス総合支援事業	15,053	
	在宅福祉サービス事業・福祉のしごとフェア事業	42,837		在宅福祉サービス事業・福祉のしごとフェア事業	48,707		在宅福祉サービス事業・福祉のしごとフェア事業	49,865	

		勘定科目			5年度	6年度	差額			勘定科目			5年度	6年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	3,767	4,413	646	行政収入	地方税等	0	0	0					
		物件費	18,704	18,270	▲ 434		国庫支出金	0	0	0					
		維持補修費	0	0	0		都支出金	8,934	8,861	▲ 73					
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0					
		補助費等	187,671	207,035	19,364		使用料及び手数料	0	0	0					
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0					
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	8,934	8,861	▲ 73					
		賞与・退職給与引当金繰入額	284	688	404		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 201,492	▲ 221,545	▲ 20,053					
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0					
		行政費用合計(b)	210,426	230,406	19,980		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 201,492	▲ 221,545	▲ 20,053					
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0							
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 201,492	▲ 221,545	▲ 20,053						

行政費用では、社会福祉協議会への補助金として、補助費等が大部分を占めている。令和6年度においては、社会福祉協議会の職員の給与改定等の影響で、増額となった。

成年後見あんしん生活創造事業の実績減により、委託料の減少となり、物件費が減少している。

○社会福祉協議会は地域福祉向上の一翼を担っており、その役割は大きい。時代に即した事業展開が図られるよう、事務事業の見直しや適切な組織運営について問題提起や助言を行い、連携して地域福祉の向上に取り組んでいく。

○令和4年度に、成年後見制度利用促進のため、中核機関として一部業務委託を行った。今後、一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の相談が増えていくことが見込まれるため、体制を検討していく。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、既存事業の見直し改善を行い、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図るよう協議を行っていく。	既存事業の見直しなど、社会福祉協議会と協議を進めた。	引き続き、既存事業の見直し改善を行い、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図るよう協議を行う。
②	引き続き感染症対策を行い、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小や中止をしていた事業について、再開していく。	11月実施の福祉のしごと相談・面接会を、事前申込不要で開催した。	福祉のしごと相談・面接会の集客増を図るため、実施方法について社会福祉協議会や介護保険課と検討を行う。
③	引き続き、中核機関について、検討支援会議等の開催準備を進めていく。	中核機関の整備等、成年後見制度の利用促進のための体制整備について検討を行った。	社会福祉協議会と協力しながら、中核機関検討支援会議等の開催準備を進めていく。
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況	平成28年度9月会議 社会福祉協議会の課題解決について		

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		08-01-10			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		福祉部分室管理費			部課名		福祉部福祉推進課		課長名	矢代
					担当者名		海平		内線	2611
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）		01-08-01		福祉部分室管理費						
		01-08-02		福祉部分室営繕費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 11（ 1999 ）年度		根拠						
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		13		福祉の基盤整備				
目的		福祉部分室を適切に維持・管理するため、建物の保守点検及び維持補修を行う。								
対象者等		社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会及び区民								
内容		福祉部分室は一部を除き、行政財産使用許可によって荒川区社会福祉協議会が本部として使用している。 [管理費] 1 光熱水費（荒川区社会福祉協議会負担） 2 エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検、ホース耐圧試験業務、 自家用電気工作物保守業務、樹木剪定、建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃 3 維持補修 建物及び付帯設備等の修繕等								
経過		平成10年5月 南千住図書館が移転 平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ、福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 平成23年4月 分室管理費に対する区と社会福祉協議会の負担者を次のとおりとした。 区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会：光熱水費 令和7年4月 併設施設の南千住第三幼稚園の閉園により、施設全体を福祉部分室として使用すること に伴い、施設管理を福祉部で実施								
必要性		施設の適切な維持・管理のため必要である。								
実施方法		☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） [分室管理費のみ直営] 区負担：保守委託等及び建物の修繕等工事費 社会福祉協議会負担：光熱水費								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)				
	①									
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
継続		継続		関係部署と協力しながら、保守や建物修繕など必要な経費を管理・調整し、施設の適切な維持・管理を継続して実施する。						

(単位：千円)

備考	令和6年度の物件費の内訳は、委託料（設備保守点検等）1,594千円、光熱水費2,853千円である。その内、光熱水費については社会福祉協議会負担分として収入している（行政収入その他）。維持補修費は、6年度は3件修繕を行い、217千円となっている。
----	--

問題	○昭和47年に建てられた建物であるため老朽化が進んでいる。必要に応じて修繕等を行い、施設を適切に維持・管理していく。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、関係部署と調整、協力しながら、建物維持に努める。	令和6年度末に南千住第三幼稚園が閉園することに伴い、施設の跡地利用の検討を行った。	施設の跡地利用を進めるため、施設の一部について、改修等を実施する。
②			
③			
他区の状況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-11		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	福祉サービス第三者評価事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	矢代		
			担当者名	海平	内線	2611		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-11-01	福祉サービス第三者評価事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	福祉サービスの内容や組織のマネジメント能力等の評価に関する情報を提供することにより、利用者の意向に沿った福祉サービス選択への支援と、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、利用者本位の福祉を実現する。							
対象者等	区立施設は高齢者・障がい者分野17施設が対象。民間立施設は地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する介護施設が対象（令和7年1月1日現在30施設）。なお、子ども家庭分野は子ども家庭部が所管。							
内容	1 実施方法 （1）評価内容 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う事業評価と施設の利用者に対するアンケートによって行う利用者調査がある。 （2）実施周期 区立施設は3年間の指定管理期間のうち2年目、5年間の指定管理期間のうち2年目と4年目に評価を受ける。民間立の認知症対応型共同生活介護の提供介護施設は毎年評価を受けることが、東京都の指針により義務付けられている。 （3）補助金 荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱に基づいて行う。（認知症対応型共同生活介護は上限400千円（補助率10/10）、小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護は上限200千円（補助率1/2）で交付。） 2 評価結果の公表 区ホームページのほか、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ、「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。							
経過	平成16年度 東京都福祉サービス評価推進機構が定めた評価対象サービスを行う全ての区立施設が評価を受け、本格的に事業がスタート（通所介護6施設、障がい者関係7施設、認可保育所19園）。民間立施設は認知症対応型共同生活介護3施設が評価を受けた。 平成19年度～ 指定管理者制度を導入している区立施設のうち、東京都が定める第三者評価対象サービスを行う施設が評価を受けた。また、第三者評価対象外のサービスを行う施設は、区独自の利用者調査を受けた。 平成27年度～ 小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、国の基準改正により外部評価機関による評価を受ける義務規定がなくなったが、第三者評価の目的に鑑み、引き続き評価を受けるための費用補助を行うこととした。 平成31年度～ 都の方針に基づき、小規模多機能型居宅介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の補助金について、1事業所あたり上限200千円（補助率1/2）で費用補助を行う。							
必要性	各施設のサービス内容や質について、第三者である評価者（東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関）が分析評価した情報を公表することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区立施設：区が評価機関へ委託し実施。 民間立施設：対象施設が評価機関へ委託し実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	評価受審施設数 （区立高齢者・障害者施設）	9	9	1	14	2	目標値は受審計画に基づき算出
	②	評価受審施設数 （民間立施設）	14	15	15	21	31	目標値は第9期整備目標施設数を一部加え算出
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		第三者からの評価を受けて、各事業所が自ら福祉サービスの質をさらに向上していくと共に、区民が自分に合った福祉サービスを利用するための情報源となるよう、第三者評価の活用を積極的に推進する。					

(単位：千円)

行政費用のうち、物件費は区立施設の第三者評価業務委託料であり、6年度は評価受審周期から評価件数実績減（10件→1件）となったため減額となっている。補助費等は民間立施設に対する第三者評価受審にかかる補助金である。

○第三者の目による評価結果を幅広く利用者が事業者公表し、利用者のサービス選択や事業者のサービスの質の向上に活用してもらうためにも第三者評価制度の周知等について検討していく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和5年度の第三者評価受審結果を周知し、利用者へ福祉サービス選択時における第三者評価の活用を促していく。	区のホームページにおいて令和5年度実施施設について公表した。	令和6年度の第三者評価受審結果を周知し、利用者へ福祉サービス選択時における第三者評価の利用を促していく。
②			
③			
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 福祉サービス第三者評価のうち認知症対応型共同生活介護は22区で実施、小規模多機能型居宅介護は16区、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は14区で実施（令和6年度区市町村における予算化状況調査集計結果）		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		08-01-14			戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		高齢者保健福祉計画策定事業費			部課名		福祉部福祉推進課		課長名	
					担当者名		海平		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		02-01-01			高齢者保健福祉計画策定事務費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 13（ 2001 ）年度			根拠		老人福祉法20条の8・介護保険法117条			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		13 福祉の基盤整備						
目的		荒川区高齢者プランは、今後の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を整理するとともに、将来を見据えた計画として、老人福祉法第20条の8に基づく区市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく区市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定し、3年に1度改定するものである。								
対象者等		全ての高齢者等								
内容		令和5年度、計画期間を令和6年度～8年度とする「第9期荒川区高齢者プラン」を策定した。 第9期荒川区高齢者プランでは、第8期荒川区高齢者プランにおいて地域包括ケアシステムの5本柱に沿って設定した5つの基本方針を継承しつつ、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えること、また、85歳以上人口が急増する令和22年（2040年）を見通した計画を策定した。 第9期荒川区高齢者プラン（令和6年3月策定） ○基本方針 ※（ ）は地域包括ケアシステムの5本柱 【基本方針1】 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会への取組（生活支援） 【基本方針2】 介護予防と健康づくりの推進（介護予防） 【基本方針3】 介護サービスの充実（介護） 【基本方針4】 高齢者の住まいの確保（住まい） 【基本方針5】 在宅医療・介護・福祉の連携推進（医療）								
経過		平成12年3月 荒川区高齢者プラン策定（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」）5か年計画（～16年度） 平成14年3月 第2期荒川区高齢者プラン策定 5か年計画（H15～H19年度） 平成18年3月 第3期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H18～H20年度） 平成21年3月 第4期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H21～H23年度） 平成24年3月 第5期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H24～H26年度） 平成27年3月 第6期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H27～H29年度） 平成30年3月 第7期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（H30～H32年度） 令和 3年3月 第8期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（R03～R05年度） 令和 6年3月 第9期荒川区高齢者プラン策定 3か年計画（R06～R08年度）								
必要性		老人福祉法20条の8・介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） プランの作成は、区直営で行っているが、策定支援（各種調査結果・データの分析等）及びあらかわ区報特集号作成等については、事業者に委託して実施している。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）				
	①									
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
推進		推進		第9期荒川区高齢者プラン（R06～08年度）を着実に推進していく。						

(単位：千円)

備考	令和5年度の物件費5,096千円は、策定支援等の委託料によるものである。令和6年度は、第9期高齢者プラン策定後のため、物件費はなく、給与関係費・賞与退職給与引当金のみ計上となる。
----	---

問題点	○次期第10期荒川区高齢者プラン（R09～R11年度）においても、将来を見据え、地域包括ケアシステムを一層深化・推進していくため、的確な現状把握に基づいた分析を行うとともに、区民の意見を積極的に反映し、計画を策定する必要がある。
-----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和8年度策定の第10期プランに向け、PDCAサイクルに沿った第9期プランの実績確認を行う。	令和8年度策定の第10期プランに向け、PDCAサイクルに沿った第9期プランの実績確認を行った。	令和8年度策定の第10期プランに向け、PDCAサイクルに沿って、第9期プランの計画進行管理を行う。
②			
③			
他 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成26年度2月会議 高齢者福祉対策について・第6期高齢者プランについて 平成29年度11月会議 第7期高齢者プランについて 平成29年度2月会議 第7期高齢者プランについて 令和2年度9月会議 第8期高齢者プランの策定に関して 令和5年度6月会議 第9期高齢者プランの策定に関して		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-15		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	社会福祉法人指導監査及び障害児通所等指導検査事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	矢代		
			担当者名	服部・早坂・増井	内線	2617		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-16-01	社会福祉法人指導監査及び障害児通所等指導検査事業費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 25（ 2013 ）年度	根拠	社会福祉法、児童福祉法、障害者総合支援法、					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	13	福祉の基盤整備					
目的	法人及び事業者が提供する社会福祉サービスの実施状況等について個別に明らかにし、法令、通知等に沿って助言、指導及び是正の措置を講ずること、適正な法人運営や社会福祉事業の健全な経営の確保と指定障害児通所給付費等の支給及び施設運営の適正化を図り、荒川区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。							
対象者等	1 荒川区長が所轄庁である社会福祉法人（8法人） 2 荒川区内の障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等（235事業者（うち、区指定等69事業者）、令和7年4月1日時点）							
内容	1 社会福祉法人に対する指導監査等 ・国基準の社会福祉法人指導監査ガイドラインに基づき、法人の運営管理及び会計経理等に関する指導監査を実施する。1法人に対し、周期的（原則3年に1回）に行う一般監査と重大な問題を有する法人を対象に随時行う特別監査がある。【指導監査対象法人：主たる事務所が荒川区内にあり、その行う事業が荒川区の区域を超えない法人】 ・社会福祉法人の設立認可及び定款変更認可等を行う。また、社会福祉法人からの申請に基づき、税額控除証明書を発行する。 2 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査 ・法令等で定める最低基準及び指定基準等に定めるサービス内容（人員、設備、運営）及び介護給付費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として指導検査を実施する。							
経過	1 社会福祉法人に対する指導監査等 平成25年度 地域主権改革に伴い、社会福祉法が改正され、荒川区長が所轄庁となる社会福祉法人に対する指導監督及び法人設立の認可事務等についての権限が区へ移譲されたため、当該年度から指導監査を開始した。 平成29年度 社会福祉法改正に伴い、「荒川区社会福祉法人指導監査実施要綱」を改正し、細部の指針を定めた「荒川区社会福祉法人指導監査実施要領」を策定した。また、定期的に実施する「一般監査」の周期が、「2年に1回」から「3年に1回」へと延長された。 令和3年度・4年度 社会福祉法人の設立認可（各年度1法人）をした。 2 指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査 令和2年度 児童相談所を設置したことに伴い、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者等に対する指導検査を開始した。							
必要性	法令に基づき必置である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 1 指導監査の事務の一部を監査法人ブレンプシオンに委託している。 2 指導検査の事務の一部を公益財団法人東京都福祉保健財団に委託している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
	①	指導監査実施法人数（社会福祉法人）	3	3	3	4	2	対象法人：8法人 一般監査周期：1法人3年に1回
	②	指導検査実施事業者数（指定障害児通所支援事業者等）	17	13	19	26	27	区が指定権限を有する事業者等
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	法定事務事業であるため、法令等に基づき、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	物件費については、社会福祉法人に対する監査・検査業務委託料の単価の減少及び委託料が発生する監査実績数の減少により、前年度に比べ差額が生じた。
----	---

問題点・課題 【社会福祉法人の事務処理】社会福祉法人の各事務は、厚生労働省が発出する通知に則り、処理しなければならない。指導監査では、当該通知等の内容に則していない処理をしている事例が見受けられることから、引き続き支援を行う必要がある。

【指導障害児通所支援事業者等に対する指導検査】令和２年度に児童相談所設置に伴い東京都から移管されて開始しており、マニュアル作成や検査分野の拡大とともに、一層のノウハウを積む必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各法人が持つ様々な課題や指導監査での指摘等への改善に向けて、引き続き指導・面談等を行い、法人を支援する。	指導監査を通じて、各法人が持つ様々な課題に対して指導を行い、円滑な法人業務が行われるよう支援した。	各法人が持つ様々な課題や指導監査での指摘等への改善に向けて、引き続き指導・面談等を行い、法人を支援する。
②	今後とも委託を活用して検査実績を重ね、ノウハウを積んでいく。（検査分野の拡大、課題を持つ事業所への指導等）	業務の一部委託を通じて、検査時に生じた疑問点の解消や検査のノウハウを積むことができた。	今後とも委託を活用して検査実績を重ね、ノウハウを積んでいく。（検査分野の拡大、課題を持つ事業所への指導等）
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ・社会福祉法人指導監査、指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導検査のいずれも、22区で実施している。		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-16		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	地域福祉計画策定事業費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代
			担当者名	大澤		内線	2611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-17-01	地域福祉計画策定事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 7	（ 2025 ）	年度	根拠	社会福祉法107条		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	荒川区基本構想が目指す将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現に向け、荒川区に住む人誰もが安心して生活できる、地域共生社会を推進するため、「荒川区地域福祉計画」を策定する。						
対象者等	区民等						
内容	本計画を社会福祉法の規定にもとづく地域福祉計画として、地域の福祉について区の基本構想および基本計画の方針を実現し、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにする。 また、荒川区基本構想が目指す将来像「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、本計画を保健福祉分野の上位計画として位置づける。						
経過	平成 5年5月 平成12年3月 平成28年5月	荒川区地域福祉計画策定（7ヵ年計画） 平成12年度からの介護保険制度の施行、及び新たな「荒川区基本構想」の策定等を踏まえ、「荒川区地域福祉計画」を見直し、荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」介護保険事業計画）を策定した。 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の可決を受け、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、これまで任意とされていた区市町村における地域福祉計画の策定が努力義務になった（社会福祉法第107条）。					
必要性	☐ 社会福祉法第107条に基づく、策定の努力義務がある。 ☐ 地域福祉を取り巻く現状や多様化するニーズに対する包括的な支援体制の推進のため、計画の策定が必要である。						
実施方法	☐ （一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） プランの作成は区直営で行い、策定支援（各種調査結果・データの分析等）については、事業者へ委託し実施する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進	推進	荒川区地域福祉計画の策定に向けて、関係各部等と連携を図りながら作業を進める。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策											
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	関係各部等と連携し、地域福祉計画の策定に向け作業を進める。			都や他区の同種の計画等を調査・研究し、地域福祉計画に盛り込むべき内容について検討を行った。			令和7年度の地域福祉計画の策定に向け、関係各部等と連携して作業を進める。				
②											
③											
他区の実 施状況	（実施			22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
状況（要旨）	平成29年度2月会議 荒川区地域福祉計画の策定について										

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事									
事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代									
			担当者名	波塚		内線	2618									
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-01	区立特別養護老人ホーム経営支援補助														
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業															
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱											
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等												
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画											
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市													
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成													
	施策	05	高齢者の住まいの確保													
目的	社会情勢の変化等に伴い、介護職員の確保や施設運営が難しくなっている。また、法人立特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設は補助対象外となっている。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。															
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）															
内容	1 交付対象経費及び算定基準（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用） (1) 基本分 327,000円（年額）※但し都制度の見直しを勘案し以下のとおり変更してきた。 平成22年度まで3,275,000円 ※平成23年度から毎年327,000円程度を減額 平成27年度1,637,000円 平成28年度1,310,000円 平成29年度 655,000円 平成30年度327,000円 令和7年度から全額廃止 (2) 施設振興費 @2,700×入所定員×12か月 ※29年度は1/2減額 30年度から全額廃止 (3) 小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12か月 (4) 補助率 1/2 2 交付額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度決算額</th> <th>令和7年度予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) サンハイム荒川</td> <td>6,703,000円</td> <td>6,540,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 花の木ハイム荒川</td> <td>6,703,000円</td> <td>6,540,000円</td> </tr> </tbody> </table>								令和6年度決算額	令和7年度予算額	(1) サンハイム荒川	6,703,000円	6,540,000円	(2) 花の木ハイム荒川	6,703,000円	6,540,000円
	令和6年度決算額	令和7年度予算額														
(1) サンハイム荒川	6,703,000円	6,540,000円														
(2) 花の木ハイム荒川	6,703,000円	6,540,000円														
経過	平成14年度まで 区委託料で、区立施設として運営 平成15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営 平成16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営 平成19年度 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営 平成20年度から 東京都が民設民営の特別養護老人ホームを対象に実施している補助制度を準用し、区立特別養護老人ホームに経営支援補助を開始 平成29年度から 東京都要綱の施設振興費は、施設建設費資金借入金に対する返済の負担軽減を図る目的としているため、本要綱の補助対象経費項目を精査した結果、「施設振興費」を補助対象外とする。平成29年度は激減緩和措置のため1/2減額とする。 平成30年度から 補助対象経費項目の「施設振興費」を廃止 令和7年度から 補助対象経費項目の「基本分」を廃止															
必要性	法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。															
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。															
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明								
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)									
	① 補助施設	3	3	2	2	2	補助施設実績									
	②															
③																
事務事業の分類			分類についての説明・意見等													
7年度		8年度														
継続		継続	特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇改善などの課題がある。区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、平成20年度から準用している都の補助制度を踏まえ、継続して実施する。													

(単位：千円)

令和6年度の補助費等は、経営支援補助金額である。特養グリーンハイムについて、大規模改修準備としての入所調整に伴う減収補填を実施したため、当該施設を本補助の対象外とした。

問	○各施設の経営状況を踏まえながら、都要綱を踏まえた小規模施設加算の減額改正の要否について改めて検討する必要がある。
---	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	区立特養施設の経営状況を見極めながら、適切な補助額について検討する。	区立特養の経営が安定してきたことを踏まえ、補助対象項目の「基本分」を削除する改正を行った。	区立特養を取り巻く状況を注視しつつ、小規模施設加算の改正の要否について改めて検討する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)	他区においては指定管理料を支出している区もあるが、本区は利用料金制であり、指定管理料を支出していない。	
議会(要旨)質問状況	平成26年1定 特別養護老人ホームへの区独自加算について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-19		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特養及びサービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代	
			担当者名	波塚		内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	家族介護支援事業費（福祉推進課）						
	01-10-01	事業費						
	01-10-02	営繕費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 6	(1994)	年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	()	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	(特養) 家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。※「特養」は、特別養護老人ホームの略 (SC) 在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。※「SC」は、在宅高齢者通所サービスセンターの略							
対象者等	・(特養・SC) 介護保険法で定める利用基準に該当する者 ・(特養) 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 ・(特養) 寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者							
内容	① (特養) 生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること。 ② (特養) 診療の補助、看護、保健衛生に関すること。 ③ (特養・SC) 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること。 ④ (特養・SC) 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること。 ⑤ (特養・SC) 趣味・いきがい活動に関すること。 ⑥ (SC) 送迎・入浴サービスの提供に関すること。							
経過	①開業時は社会福祉法人へ委託。②平成12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。「空床利用型のショートステイ」を開始。③平成15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。④平成16年度から特養とSC併設の3施設は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし、委託料を支払うこととした。⑤平成18年度から単独SC6施設は指定管理者方式を導入した。⑥平成19年度から特養とSC併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。⑦平成28年度に特養とSC併設の3施設の指定管理者公募選定を実施。⑧平成29年度からサンハイムは、指定管理者が変更。⑨平成30年度に単独SC6施設の指定管理者の更新を実施。⑩令和元年度にSC再編に伴いサンハイムSCを廃止。⑪令和2年度から荒川東部SCの指定管理者が変更。令和2年度西尾久西部SC廃止。⑫令和3年度に特養2施設及びSC2施設の更新並びに特養とSC併設施設の指定管理者公募選定を実施。令和4年度西日暮里SC廃止。令和6年度町屋SC廃止。令和7年度グリーンハイムSC廃止。							
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者にとって特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするため、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設の必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） [区委託事項] 防災備蓄、建築物等定期点検等、地域交流事業、ボランティア活動支援事業、多目的ホール管理費							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 区立特養利用率(%)	95.7	93.2	87.5	92.1	95.0		
	② 区立デイサービス（一般）利用率(%)	49.2	59.5	57.5	55.4	75.0		
	③ 区立デイサービス（認知）利用率(%)	48.7	44.9	38.5	44.0	50.0		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進	施設・設備の老朽化が進んでいるため、大規模修繕を順次、重点的に推進する。					

(単位：千円)

費等：報償費252

○福祉避難所における備蓄品等の整備については、特養・SCと連携しながら在庫数量の拡大に向け、必要物品の配備を進めていく。

○施設（特養）の老朽化に伴い、特養グリーンハイムについては令和7年度から大規模改修を実施する。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	区立特養の大規模改修を進めるべく、令和6年度において特養グリーンハイム荒川の入所調整及び基本・実施設計を行う。	令和7年度の特養グリーンハイムの大規模改修に向けて、他区代替施設賃借の調整、利用者調整、入所調整等の手続を進めた。	大規模改修に伴い、工事期間（約2年）中、特養グリーンハイム荒川を台東区代替施設に一時移設する。
②	廃止施設における必要な事務を行うと共に、東日暮里SCにおいては新指定管理者と連携して適切な施設運営を行う。	特養グリーンハイムの大規模改修に伴い、併設のグリーンハイムSCの廃止をするべく、その手続を進めた。	各施設の利用状況を注視しながら、更なる通所SCの再編を検討していく。
③	南千住中部SCの空調改修工事を実施するほか、各施設の老朽化した昇降機の改修を進めていく。	施設、工事業者及び関係所管と連携し、南千住中部SCの空調改修工事を滞りなく実施した。	老朽化した昇降機について、運営への影響を勘案しながら適切に改修を進めていく。
他区の実況	（実施10区 未実施12区 不明 0区） 実施の10区（区立の特別養護老人ホームを有する区） （千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、北区）		
議会（要旨）質問状況	令和4年度2月会議 令和5年度11月会議 令和5年度2月会議	区立特別養護老人ホームの大規模改修工事について 特別養護老人ホームの大規模改修について グリーンハイム等、特別養護老人ホームの大規模改修について	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-20		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	福祉避難所整備事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名 矢代		
			担当者名	西田	内線 2618		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-17-01	福祉避難所整備事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 25（ 2013 ）年度	根拠法令等	災害対策基本法、荒川区地域防災計画				
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等	荒川区避難所運営基準				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	13	福祉の基盤整備				
目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者のうち、要介護度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。						
対象者等	在宅の要介護4又は要介護5の方						
内容	〔福祉避難所（高齢者）指定施設〕13施設 ・各区立特別養護老人ホーム ・各区立在宅高齢者通所サービスセンター ・各法人立特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム千寿苑 ・老人福祉センター ・尾久生活実習所 〔収容人数〕上記対象者 約600人（付き添い家族介護者1名を合わせると約1,200人） 〔事業内容〕 ①荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所の整備 ②各福祉避難所指定施設との「福祉避難所の設置運営に関する協定書」の締結 ③福祉避難所指定施設用「福祉避難所の設置運営等に関するマニュアル」の策定及び改定 ④福祉避難所における災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）の配備及び定期的な入替の実施 ⑤福祉避難所の開設運営等訓練の実施						
経過	平成25年12月 各福祉避難所指定施設との「福祉避難所の設置運営に関する協定書」の締結 平成26年 6月 特養花の木ハイム荒川にて福祉避難所設置準備訓練の実施（区主催） 平成27年 6月 福祉避難所指定施設用「福祉避難所の設置運営等に関するマニュアル」の策定 平成28年 2月 特養サンハイム荒川にて福祉避難所設置準備訓練の実施（区主催） 令和 2年 2月 福祉避難所にMCA無線機の設置 令和 6年 2月 特養花の木ハイム荒川にて対福祉部合同の福祉避難所開設運営訓練の実施 随 時 災害備蓄品の追加配備及び入替 MCA無線機の通信訓練の実施（毎月1回） 各福祉避難所指定施設にて自主的な開設運営等訓練の実施						
必要性	令和4年5月に東京都防災会議が見直しを図った「首都直下地震等による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は90,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 平成25年度 指定管理者の協定締結、災害備蓄品の配備 平成26年度以降 訓練の実施、災害備蓄品の配備						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 収容可能人員	600	600	600	600	600	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	首都直下地震は、今後30年の間に70%の確率で発生すると予想されていることから、災害時に高齢者が避難する福祉避難所の整備・支援を継続的に行うとともに、感染症対策も併せて検討していく。					

(単位：千円)

備考	物件費は、賞味（消費）期限を迎える備蓄食料品（シチュー・ひじき等）の買替に係る消耗品費に1,835千円、ポータブル蓄電池の新規購入に係る備品購入費に1,333千円かかっている。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	高齢者向けミキサー食について、 主食を追加で配備し、7日分の備蓄 としていく。	賞味期限を迎える食料品の買替を 行いながら、高齢者向けミキサー食 の主食を追加で配備し、7日分の備蓄 とした。	備蓄食料品の賞味期限に注意す るとともに、適切な時期に食料品 の買替を実施する。
②	各福祉避難所指定施設が福祉避難 所訓練を自主的に行うよう指導・啓 発を行っていく。	荒川老人福祉センターにおいて、 施設主導で福祉避難所訓練を実施し た。	各福祉避難所指定施設が福祉避 難所マニュアルをもとに訓練を自 主的に実施できるよう指導する。
③	災害時の福祉避難所における電力 を確保するため、蓄電池の導入を検 討していく。	各福祉避難所指定施設に蓄電池1台 を導入した。	10年以上経過した備蓄消耗品の 買替を計画的かつ効果的に進め る。
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成28年度6月会議 災害時の福祉避難所の建物再点検と災害時の運用について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-21		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	老人福祉センター管理運営		部課名	福祉部福祉推進課			
			担当者名	波塚			
			課長名	矢代			
			内線	2618			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	老人福祉センター事務費					
	01-01-02	老人福祉センター営繕費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 45	（ 1970 ）	年度	根拠			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	01	高齢者の社会参加の促進				
目的	高齢者が、生活相談・健康相談・機能訓練や各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。						
対象者等	満60歳以上の方						
内容	[名称及び住所] 荒川区立老人福祉センター 荒川区荒川1-34-6 [敷地面積] 777.68㎡ [延床面積] 2,021.17㎡ [構造] 地下1階地上4階建 [施設内容] 機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等 ①生活相談（介護・福祉・就労等、生活全般の相談）②健康審査・相談（嘱託医による問診・血圧測定）③健康審査④機能訓練（要介護認定非該当の方を対象）⑤各種行事（新春行事・文化祭行事・高齢者福祉週間行事・吟詠大会等）⑥各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス等・茶道・英会話・華道・朗読・硬筆・詩吟・そろばん・体操・コーラス・俳句・公開講座等）⑦いこい室事業（お楽しみマージャン・カラオケ・手芸・民謡・踊り・各種大会等）⑧介護予防事業（健康アップステーション・介護予防プログラムを実施）※高齢者福祉課にて経費負担⑨Zoom事業・eスポーツ事業						
経過	昭和45年12月 開設 平成 6年12月 全面改築に合わせて荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターを併設した高齢者センターとして開設 平成 7年 4月 荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託 平成28年10月 高齢者の介護予防や健康づくりの拠点としていくことを目指し、荒川老人福祉センターの介護予防事業を拡充 令和元年 4月 令和2年度からの指定管理者の公募選定を実施 令和2年 4月 指定管理者変更 令和3年 12月 eスポーツ事業を開始。Zoom事業を開始 令和6年 4月 令和7年度からの指定管理者の更新選定を実施 令和7年 4月 令和7年度から令和11年度までの更新期間を開始						
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 平成18年度から指定管理において荒川区立荒川老人福祉センターを運営している。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
標	① 生活相談・健康審査・健康相談・機能訓練 (%)	15.5	10.0	10.3	11.9	20.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	② 各種行事・各種教室・介護予防（29～） (%)	67.7	64.4	56.9	63.0	45.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	③ いこい室・会議室・その他 (%)	20.2	47.2	28.1	31.8	53.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進	高齢者が自発的に介護予防を実践できるよう、魅力ある事業の展開と介護予防の啓発を図るため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			69,515	64,683	79,585	64,662	99,279	80,545	92,664
決算額（7年度は見込み）			62,556	49,244	64,251	58,703	74,711	73,573	92,664
実績の推移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	生活相談・健康審査・健康相談延べ件数		3474	809	1678	2093	1526	2144	1794
	機能訓練・入浴延べ人数		2514	0	219	429	216	428	311
	各種行事・各種教室・介護予防延べ人数		19765	6696	8229	11019	8648	14864	9655
	いこい室・会議室・その他延べ人数		16344	1620	1652	3299	2190	10028	2623
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	人件費	34,425	委託料	人件費	35,592	旅費	昇降機設備改修工事検査旅費	27	
委託料	管理運営費	24,975	委託料	管理運営費	25,816	需用費	熱中症対策消耗品	16	
委託料	修繕費	731	委託料	修繕費	1,068	委託料	指定管理料（人件費）	38,537	
工事請負費	工事請負費	14,580	工事請負費	工事請負費	11,097	委託料	指定管理料（管理運営費）	29,792	
						委託料	指定管理料（修繕費）	1,232	
						委託料	階段昇降介助業務委託等	6,361	
						工事請負費	昇降機設備改修工事	16,699	

		(単位: 千円)					(単位: 千円)			
勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	7,327	6,418	▲ 909	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	60,131	62,476	2,345		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	324	679	355
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	17,744	18,721	977		その他	86	85	▲ 1
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	410	764	354
		賞与・退職給与引当金繰入額	553	1,001	448		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 85,345	▲ 87,852	▲ 2,507
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	85,755	88,616	2,861		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 85,345	▲ 87,852	▲ 2,507
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 85,345	▲ 87,852	▲ 2,507			

備考	令和6年度：【支出】物件費は、指定管理料として62,476千円。【収入】都支出金：人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金679千円。その他：自動販売機電気料金等・簡易公衆電話使用料85千円。
----	--

問題	○フレイル予防、認知症予防のため必要な事業を検討し、実施していく必要がある。 ○デジタルデバйд解消のため、IT事業の一層の拡充を図っていく必要がある。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	館における再開事業が増えてきたところではあるが、人員体制を考慮しつつ、オンライン関係事業も継続していく。	休止していたほぼ全ての事業を再開した。また、次年度からの新指定管理期間において、人員体制の強化を図ることとした。	令和7年度から令和11年度まで新たな指定期間となる。強化された人員体制で一層の事業拡充を進める。
②	老朽化した昇降機の改修を進めるとともに、適宜必要な修繕を実施し、施設の維持に努める。	施設、工事業者及び関係所管と昇降機の改修について打合せを行い、工程や施行方法等の調整を行った。	運営への影響を最小限にしながら昇降機の改修を適切に実施する。
③			
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区) 実施の17区（老人福祉センターがある区） (港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区)		
議会の要旨	平成27年度2月会議 老人センターの機能の見直しについて		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-01-22		戦略プラン		● 協働 ● 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	都市型軽費老人ホーム整備促進事業		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	矢代	
			担当者名	西田		内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-20-01	都市型軽費老人ホーム整備促進事業費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	老人福祉法			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05	高齢者の住まいの確保					
目的	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、国及び都の補助制度を活用し、民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備を促進する。							
対象者等	荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱に定める、都市型軽費老人ホームを整備しようとする事業者を対象とし、区は都及び国の補助金（10/10）を活用し、施設を整備する事業者又はオーナーに整備費を補助する。							
内容	① 入所対象者 身体機能の低下等により、自立した日常生活に不安があり、家族等の援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者（詳細基準は指針に定める） ② 施設概要 定員20人以下 個室面積 7.43㎡以上 必須設備 食堂・浴室等 人員配置 施設長・相談員（兼務可） ③ 利用料金 月12万円程度（生活保護受給者が利用可能な程度） ④ 設置可能地域 23区、武蔵野市、三鷹市の一部 ⑤ 整備費補助額 事業者創設型（基本額4,000千円＋物価調整額3,940千円）×定員数 事業者改修型（基本額2,800千円＋物価調整額2,750千円）×定員数 オーナー創設型（基本額4,000千円＋物価調整額3,940千円）×定員数 オーナー改修型（基本額2,800千円＋物価調整額2,750千円）×定員数							
経過	① 平成22年 4月 厚生労働省省令改正により都市型軽費老人ホームが設置可能となる ② 平成22年 6月 従来の国の補助に加え、都の整備費補助制度が開始 ③ 平成22年11月 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱制定 ④ 随 時 荒川区都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱を一部改正 （区の整備実績） 平成23年度 「ほくと西尾久虹の家」（定員9人）を開設 平成24年度 「くつろぎの家」（定員10人）、「ケアハウス町屋」（定員20人）を開設 平成25年度 「はなまるハウス南千住」（定員20人）、「ケアハウス西尾久」（定員20人）を開設 令和元年度 「ケアハウス東日暮里」（定員20人）を開設							
必要性	低所得の高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる施設整備の必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 施設の建設及び運営は民間事業者等が行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 施設数	6	6	6	6	8	目標値は、1施設につき最大定員20名で計上している。	
	② 定員数	99	99	99	99	139		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	令和元年度に定員20人の都市型軽費老人ホームが整備され、区内に計6か所(定員計99人)の施設が整備された。今後は、日常生活圏域8圏域を踏まえ、新たな都市型軽費老人ホームの確保を検討していく。					

(単位：千円)

問題点・課題

令和5年度及び令和6年度については、都市型軽費老人ホーム整備費補助事業を実施していないため、補助費等の収入・支出は行われていない。

地域の特性や高齢者人口の動向等を注視しつつ、区内の日常生活圏域（8圏域）に合わせた施設の確保について検討する必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	08-02-25		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	生活困窮者自立支援事業		部課名	福祉部福祉推進課			
			課長名	矢代			
			担当者名	彦坂			
			内線	2644			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-15-01	生活困窮者自立支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 27（ 2015 ）年度	根拠法令等	生活困窮者自立支援法、荒川区生活困窮者自立支援事業実施要綱等				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	年度					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護に至る前段階である生活困窮者の自立に向け、生活を取り巻く本人の状況に応じた様々な生活相談を受け、包括的かつ継続的な支援を行うとともに、就労等の支援体制の整備を行う。 ※組織改正により7年度予算から変更あり：①本事業が生活福祉課から移管。②生活福祉課の3事業（路上生活者対策事業分担金、路上生活者自立支援事業、就労支援事業）から本事業へ組替。						
対象者等	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。						
内容	○生活困窮者自立相談支援機関として、経済的な問題及び仕事・住居等に不安を抱える対象者の相談を受け、課題の把握とともに適切な支援を検討するほか関係機関へ繋ぐ。 ○課題等の状況により支援プランを作成し、ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関と連携しながら就労支援及び就労準備支援、住居確保給付金支給等を実施する。 【必須事業】 - 生活困窮者自立支援事業（就労支援事業）・被保護者就労支援事業・住居確保給付金 【任意事業】 - 就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業・家計改善支援事業（令和2年度開始） - 地域居住支援事業（令和7年度開始） - 子どもの学習・生活支援事業（【高校生世代】福祉推進課所管）（令和7年度開始）※小中学生は、別途子育て支援課で事業実施						
経過	平成21年 6月 区独自事業として、「仕事・生活サポートデスク」を設置 平成21年10月 厚労省の経済危機対策として住宅支援給付の開始（平成26年3月申請期限終了） 平成27年 4月 生活困窮者自立支援法施行。生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する支援の強化を図るため、福祉事務所設置自治体において、必須2事業と任意事業による自立支援事業を実施。区独自であった仕事・生活サポートデスクを自立相談支援機関に位置付け 平成28年 4月 就労支援員、専門相談支援員（メンタル相談）を追加配置し相談支援体制を強化するとともに、就労準備支援事業を実施 令和 2年 4月 家計相談専門員を配置、収支バランスの崩れている生活困窮者への支援体制を強化 令和 3年 4月 被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施 令和 4年12月 自立相談支援機関内に、「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置 令和 7年 4月 被保護者及び生活困窮者居住支援業務の一体的実施						
必要性	第2のセーフティネットとして平成27年度から全国的に実施された事業であり、平成30年6月には生活困窮者自立支援法が改正され支援の充実を図っている。また、複雑化・複合化する課題やコロナ禍で顕在化した新たな相談者層への対応が求められており、必要性は高い。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 庁内に直営の自立相談支援機関の窓口を設置し、庁外に委託の就労準備支援事業所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 相談件数	4,025	3,803	4,814	5,484	-	仕事生活サポートデスク（ひきこもり支援ステーション）相談件数
	② 支援プラン作成件数	137	165	136	120	-	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、引き続き推進していく。					

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	12,028	報酬	会計年度任用職員報酬	13,202	報酬	会計年度任用職員報酬	27,566
職員手当・旅費	会計年度任用職員手当・旅費	3,099	職員手当・共済費・旅費	会計年度任用職員手当・共済費・旅費	8,172	職員手当・共済費・旅費	会計年度任用職員手当・共済費・旅費	18,008
共済費	会計年度任用職員社会保険料	1,759	報償費	新規事業に係るプロポーザル評価費、財務部謝酬金	348	報償費	外部有識者によるスーパーバイズ謝礼	494
需用費	事務用品、案内リーフレット	303	需用費・役務費	事務用品、案内リーフレット、郵便料	1,149	需用費・役務費	事務用品、案内リーフレット、郵便料等	705
委託料	就労準備支援、引きこもり支援等委託	19,604	委託料	就労準備支援、引きこもり支援等委託	22,082	委託料	展開機軸、自治体、子どもの未来創造、就労準備、引きこもり支援等	64,147
扶助費	住居確保給付金	10,519	扶助費	住居確保給付金	8,845	扶助費	住居確保給付金（家賃・転宅費用）	21,900
役務費	郵便料	0	備品購入費	自立支援システム用パソコン等	4,507	備品購入費	自立支援システム用パソコン	1,451

備考	物件費は、生活困窮者自立相談支援等に係る待合・相談ブースの改修等による増となり、これに伴い、国庫支出金も増となっている。扶助費は、住居確保給付金の支給決定件数の実績に伴い支給額が減少、補助費等は、令和7年度新規事業に係るプロポーザル評価委員・財務診断謝礼により皆増となった。
問題点・課題	○コロナ禍の影響による生活困窮の状況は落ち着きを取り戻しつつあるが、離職・収入減少による生活困窮の相談は令和6年度から再び増加し、的確な支援制度を紹介するなど相談員の知識量が重要となる。専門研修や係内の定例ミーティングを積極的に活用し、相談員のスキルアップと相互の情報共有に努める。 ○「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置したことで、区民から相談件数が増加傾向にあり、今後も適切な対応を行うために、庁内及び他機関との連携強化に努める。

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	相談支援体制を更に強化するため、 庁内及び他機関との連携を引き続き 図っていく。	庁内及び他機関との定期的な会議に 加え、必要に応じて関係者が集まっ て意見交換を行うことができた。	包括的な相談支援の充実に向け、 庁内及び他機関との円滑な連携体 制を整備する。
②	複雑・深刻化した相談に対応するた めに、相談員に積極的に研修受講を 促し知識の習得に努める。	相談員が国及び都等が主催する研修 に参加し、知識を深めることができ た。	支援の充実に向け、必要な研修等 を受講する。また、定期的に相談 員ミーティングを開催し、互いの 識見を広げる。
③			
他区の実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、全区が実施。 任意事業についても、いずれかの事業を全区が実施。		
議会質問状 （要旨）	平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援法の運用にあたって」 平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施の検討について」 令和3年度9月決算特別委 「住居確保給付金の令和2年度執行率(400%超)について」		